

**答 申 書**  
**( 答 申 第 315 号 )**  
令和2年(2020年)9月10日

---

**1 審査会の結論**

北海道病院事業管理者が、開示請求のあった個人情報について、作成又は保有していないとして、当該個人情報は不存在であるとしたことは妥当ではなく、別紙1に記載の文書のうち、①の(1)から(11)までの文書を開示請求の対象個人情報が記載された公文書として、改めて開示、非開示の決定をすべきである。

**2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨**

省略

**3 審査会の判断**

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、以下のとおりである。

- ① ○○市が○○年○月○日付けで私に宛てた回答書の中で、道立病院局職員が個人情報を紛失したと明らかにした件について、当時個人情報の紛失はないとした「私の『○○年度個人住民税税額変更通知書』の紛失に関し、○○年度に道立病院局が行った調査結果をまとめた書類」（いわゆる事故報告書）
- ② 上記①の調査を求める挙証書類として、私が道立病院局に当時提出した「○○市が○○年○月○日付けで私に宛てた『○○年度個人住民税税額変更通知書』に関する回答書」

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道病院事業管理者（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対し、開示請求者に係る当該事故報告書及び回答書は、保存文書からは作成又は取得の事実を確認できず、現に管理していない、として令和元年10月11日付け病経第952号で個人情報不存在通知処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件処分を取り消し、開示することを求めていることから、本件処分の妥当性について判断する。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 実施機関の主張は概ね次のとおりである。

(ア) 請求人は、○○年度に道立病院局が行った調査結果をまとめた書類（いわゆる事故報告書）が存在すると主張するが、病院経営課長ほか当時の関係者から、本件については、書面に残す必要がないと判断したとの回答を得ており、結果、不存在である。

なお、事故発生報告書については、職員の任免等に関する所属長の内申等処理要領において、職員の処分等の事由に該当すると認められる場合、又はそのおそれがある場合に提出を要することとなっており、本件については、それに該当しないと判断して作成していない。

(イ) 請求人は、当時の病院経営課長に提出した「○○市が○○年○月○日付けで私に宛てた『○○年度個人住民税税額変更通知書』に関する回答書」が存在すると主張するが、当時の病院経営課長に確認した結果、「受け取っていない」との回答を得ており、結果、不存在である。

イ 請求人の主張は概ね次のとおりである。

(ア) 本件処分において、「事故報告書はない」と記載されているが、請求人が求めているのは「当該調査結果をまとめた書類」であり、文書タイトルが「事故報告書」となっている書類を求めたものではない。

(イ) 請求した「いわゆる事故報告書」というのは、調査内容や結果が書かれた書類であればよ

い。

ウ 当審査会として、実施機関から本件処分の理由等の説明を求めたところ、概ね次のとおり説明があった。

(ア) ○○年度個人住民税税額変更通知書を紛失したことについて、当時の管理職等に聞き取りを行ったところ、個人宛てに送付する○○年度個人住民税税額変更通知書と、特別徴収義務者である道立病院局宛てに送付する文書があり、道立病院局宛てに送付する文書が存在していることから、○○年度個人住民税税額変更通知書についても、道立病院局に送付されていたことは推測される。

当時の担当者が紛失したというところまでは把握できていないが、道立病院局内部で紛失した可能性が高い。

(イ) 道立病院局内部で、調査を行い、その経過を事故発生報告書として作成しなかったことについて、「職員の任免等に関する所属長の内申等処理要領」において、懲戒事由や職務上の義務違反に該当すれば、事故発生報告書を作成する手続きを進めることになるが、当時の課長等の判断としては、減給、戒告、停職までの事由に該当するものではないと判断し、当該書類を作成するまでには至らなかった。

(ウ) また、請求人から、実施機関に対し、別件の個人情報開示請求があり、開示した公文書の中には、当時の管理職、担当主査に聞き取りを行った電話受理票がある。

エ 請求人及び実施機関双方の主張によると、実施機関は、本件開示請求に係る対象公文書を特定する際に、実施機関の保有する「事故発生報告書」という標題の文書を限定的に探索したところ、当該標題の文書は作成していなかったため、本件処分を行ったと認められる。

一方、請求人は、審査請求書や反論書において、調査内容や結果が書かれた書類、担当職員から聞き取った結果を記載した文書を求めており、「事故発生報告書」に限らず、調査を行った経緯が分かる書類の開示を求めていると認められる。

以上のことから、当審査会は、請求人の開示請求の趣旨と実施機関の対象公文書の特定との間に齟齬があると認め、本件開示請求に係る対象公文書として、「事故発生報告書」という標題以外の関係文書を含め、改めて対象公文書を特定する必要があると判断し、実施機関に対し、北海道情報公開・個人情報保護審査会条例（以下「審査会条例」という。）第7条第4項の規定に基づき、以下の資料の提出を求めた。

(ア) 本件審査請求事案に係る一連の文書すべて（道立病院局と審査請求人との応答記録、道立病院局と○○市の応答記録、「事故発生報告書」という文書タイトルにかかわらず、○○年度個人住民税税額変更通知書紛失に関する調査内容が記載された文書など）

(イ) 本件審査請求事案の審査請求人が○○年○月○日付けで北海道病院事業管理者に請求した個人情報開示請求に係る一連の文書すべて（(ア)の審査請求事案の諮問時に提出した資料を除く）

実施機関が、上記資料の提出の依頼に対し、当審査会に提出した資料（以下「提出資料」という。）は別紙1のとおりである。

オ 当審査会において提出資料を見分したところ、その内容は次のとおりであった。

(ア) 開示請求①に係る文書について

当審査会で提出資料を見分したところ、提出資料のうち、請求人自らが作成したと思われる文書が別紙1の①(1)、(2)、(4)、(6)、(8)及び(9)、○○市から請求人に通知されたと思われる文書が同(3)、(7)及び(10)、実施機関が作成した文書と思われる文書が同(5)及び(11)であった。

なお、同(12)から(16)及び別紙1の②の文書は、開示請求が行われた後に作成された文書であったので、本件開示請求の対象とならない。

上記提出資料のうち、別紙1の①(1)から(11)は、開示請求の内容①に記した請求人の開

示請求の趣旨を満たす対象公文書であると認められる。

(イ) 開示請求の内容②に係る文書について

当審査会で提出資料を見分したところ、提出資料の中に請求に係る開示請求の内容②の文書に該当する文書は見受けられず、また、その存在をうかがわせる記述もないことから、実施機関が当該文書について不存在であると主張する理由について、不合理な点があるとは認められない。

カ 以上のことから、実施機関が本件個人情報存在しないとして、不存在とした決定のうち、開示請求の内容①に係る処分は妥当ではなく、当審査会に審査会条例第7条第4項の規定に基づき提出された別紙1の①のうち、(1)から(11)までの文書を実施機関が保有する個人情報として、改めて開示、非開示の決定をすべきであると判断する。

また、開示請求の内容②に係る処分については、当審査会による調査においても保有が確認できなかったことから、実施機関では保有していないものと判断せざるを得ない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

(4) 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについて、次のとおり付言する。

ア 個人情報が記載された文書の紛失については、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならないとする北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号。以下「条例」という。）に照らしても、その取り扱いについて、適切さを欠くものである。

イ 実施機関は、公文書の紛失事案に関する一切の経過等に係る文書を作成しておらず、また、その必要性がなかったと説明しているが、個人情報が記載された公文書の紛失に際しては、その処理経過を文書として作成、保存し、再発防止に努める必要があると思われる。

ウ また、請求人から実施機関への文書の紛失に関する申し立ては、条例第43条に規定される個人情報の取り扱いに関する苦情の申出に該当するものと認められ、実施機関は調査、検討等を行い、苦情の申出の趣旨、内容に即した解決に努める義務があり、その処理経過の記録を文書として作成するなど、適切な事務処理に努める必要がある。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和2年2月6日	○ 諮問書の受理（諮問番号 616） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報不存在通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写し）の提出
令和2年2月10日	○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
令和2年5月10日	○ 審査請求人から諮問事案に係る意見書の提出
令和2年5月20日 （第三部会）	○ 実施機関から本件処分理由等を聴取 ○ 審議
令和2年5月26日	○ 実施機関に対し、北海道情報公開・個人情報保護審査会条例第7条4項の規定に基づき、資料の提出を依頼
令和2年6月4日	○ 実施機関から資料の提出
令和2年6月18日 （第三部会）	○ 審議
令和2年7月15日 （第三部会）	○ 答申案骨子審議
令和2年9月4日 （第103回全体会）	○ 答申案審議
令和2年9月10日	○ 答申

別紙 1

提出を求めた資料の内容	提出された文書
<p>①本件審査請求事案に係る一連の文書すべて（道立病院局と審査請求人との応答記録、道立病院局と〇〇市の応答記録、「事故発生報告書」という文章タイトルにかかわらず、〇〇年度個人住民税税額変更通知書紛失に関する調査内容が記載された文書など）</p>	<p>(1) 申立書「〇〇年度個人住民税税額変更通知書（個人情報）の紛失について」  (2) 申立書「〇〇年度個人住民税税額変更通知書の紛失及び住民税の減額遅延について」  (3) 〇〇年度および〇〇年度個人市・道民税に関するお問い合わせについて  (4) 〇〇 様  (5) 住民税特別徴収に関する打ち合わせ  (6) 申立書（補足）「個人住民税に関する〇〇年度、〇〇年度及び〇〇年度の税額（変更）通知書の交付遅延並びに〇〇年度及び〇〇年度の還付遅延について」  (7) 個人市・道民税に関するお問い合わせについて（〇〇年（〇〇年）〇月〇日）  (8) 申告書「〇〇年度個人住民税税額変更通知書及び〇〇年度個人住民税税額通知書の未交付並びに〇〇年度個人住民税の減額遅延及び〇〇年度個人住民税の徴収について」  (9) 〇〇市長 様（市民の声を聞く課経由）  (10) 個人市・道民税に関するお問い合わせについて（〇〇年（〇〇年）〇月〇日）  (11) 給与所得等に係る市町村民税・道民税特別徴収税額決定（変更）通知書の交付について  (12) 弁明書の送付及び反論書の提出について（〇〇年（〇〇年）〇月〇日）  (13) 弁明書の送付及び反論書の提出について（〇〇年（〇〇年）〇月〇日）  (14) 電話連絡票  (15) 弁明書の送付及び反論書の提出について（〇〇年（〇〇年）〇月〇日）  (16) 報告書（元職員からの申立書等に係る調査結果の報告について）</p>
<p>②本件審査請求事案の審査請求人が〇〇年〇月〇日付けで北海道病院事業管理者に請求した個人情報開示請求に係る一連の文書すべて（①の審査請求事案の諮問時に提出した資料を除く）</p>	<p>(1) 決定書（個人情報の開示決定等について）</p>